２．島根県低公害車導入促進助成事業

（ポスト新長期規制車）

。

助成内容

低公害車（ポスト新長期規制車）の導入促進を図るため、購入費用の一部を助成しています。（１会員あたり５台を限度）

１．事業期間

　　　令和５年４月１日から令和６年３月２０日までに登録した車両

に対する助成事業。

２．対象車両の型式（別紙１：ポスト新長期規制車）

３．助成金額（要綱第３条）

４．手続きの流れ

(1)申請期限（令和６年２月２０日まで）※車両1台ごとに申請して下さい

　　　・申請書（様式１）

・見積書（写）

(2)申請の承認

　　　・申請後、当協会から承認書（様式２）を送付致します。

　　(3)登録期限（令和６年３月２０日まで）

(4)請求期限（令和６年４月１０日まで）

・請求書（様式３）

購入の場合は、領収書(写)及び車検証(写)

リースの場合は、リース契約書(写) 及び車検証(写)